

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	公正な競争の促進に関する制度の整備（イ）二種指定設備との接続に関する制度の見直し	府省名	総務省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 電気通信事業法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況	課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
費用の分析	② 遵守費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用 <input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 負担なし <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤ 便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化 <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 分析なし	
⑥ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし	
代替案	⑦ 代替案の設定 <input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし	
	⑧ 代替案との比較 <input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし	※
⑨ レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし	

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

## 【点検結果表の別紙】

### 《規制の影響が及ぶ範囲及び必要性に係る参考情報》

二種指定設備の接続に係る裁定申請の最近の実績は、平成 25 年度に 1 件（平成 25 年 5 月：裁定の申請、平成 26 年 1 月：申請取下げ）。当該裁定の申請は、接続料の算定方法について、MNO と MVNO の間での意見の相違が原因であったため、制度見直し後は、算定方法を総務省令で明示するため、同様の裁定申請は生じないものと想定される。

なお、裁定申請に至らない事案で、MVNO から総務省に対し、二種指定事業者の接続機能の開放や接続料の算定方法に対する相談や意見は継続的に寄せられており、今回の制度見直しにより、これらの対応業務が減少するものと思われる。

### 《代替案との比較に係る補足説明》

代替案自体の便益と費用を比較すると、接続約款の認可に時間を要するものの、改正前の二種指定制度と比べると、より適正性、公平性が確保された接続料により MVNO が事業を行うことが可能となり、代替案がもたらす費用を、代替案によって得られる便益が上回り、費用を正当化できることから、代替案として適当なものである。

### 《代替案との比較に係る参考情報》

接続約款を認可制とした場合、申請後に、審議会への諮問、意見募集、審議会からの答申等の手続を必要とするため、おおむね 3 か月程度の期間を要すると考えられる。